横手労働総合庁舎（２５）設計業務　概要書

◆事業の目的

横手労働基準監督署（昭和49年建設）及び横手公共職業安定所（昭和48年建設）は、経年による老朽化や施設の不備、業務の多様化や業務量の増大による狭隘が生じており、業務に支障をきたしている。
これら２施設の建替に際しては、「労働総合庁舎」として集約・立体化することより敷地の有効利用を図るとともに、来庁者の利便性・業務能率の向上を目指すものである。



出典：地理院地図に計画地の情報等を追記して掲載

Ⅰ．建物概要
■場所　　：秋田県横手市旭川一丁目2-23、26
■敷地面積　：約3,230㎡
■計画建物概要
①庁舎
鉄筋コンクリート造 一部 木造　３階建　延べ面積 1,886㎡
②車庫（燃料庫含む）
木造　平屋建　延べ面積 102㎡
③自転車置場
木造　平屋建　延べ面積　45㎡
［耐震安全性の分類］
計画建物①、②、③
構造体：Ⅲ類　建築非構造：Ｂ類　建築設備：乙類
■既存建物概要（取りこわし）
①横手労働基準監督署　庁舎（他 車庫、書庫、物置）
鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造　２階建　延べ面積 428㎡
②横手公共職業安定所　庁舎（他 車庫、自転車置場）
鉄筋コンクリート造　２階建　延べ面積 740㎡

Ⅱ．敷地概要
■都市計画関連
都市計画区域・・・・都市計画区域内
区域区分・・・・・・市街化調整区域外
用途地域・・・・・・第一種中高層住居専用地域
防火地域・・・・・・指定なし（建築基準法第22条区域）
許容建ぺい率・・・・ 60%
許容容積率・・・・・200%

